

令和6年八千代市農業委員会

第7回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和6年八千代市農業委員会第7回総会議事日程

開催日時	令和6年7月5日(金)午後1時30分～午後2時50分
開催場所	八千代市役所 別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第6号, 報告第1号～第2号)
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法第4条の件(県許可分)
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件
議案第6号	八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴う意見聴取について
報告第1号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員(14名)

1 立石 猛	2 佐藤 孝之	3 鈴木 美登
4 加茂 太郎	5 間野 恵一	6 立石 巖
7 鈴木 正範	8 吉橋 清一(遅参)	9 今井 茂
10 周郷 崇	11 黒澤 京子	12 花島 淳
13 黒崎 玲子	14 稲垣 哲也	

## ◆出席農地利用最適化推進委員(13名)

1 仲村 秀一	2 戸田 真一	3 將司 実
4 志田 啓佑	5 塩谷 正人	6 古池 正二
7 太田 雅章	8 角山 克志	9 三栗谷 友理
10 齋藤 孝一	11 市川 善美	12 長岡 みづ枝
13 小林 正樹		

◆事務局（4名）

局長 安原 信尚      次長 小林 直樹      主査補 内田 孝  
主事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

## ◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	皆さん、こんにちは。 ただ今出席されております、農業委員は14名中13名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和6年八千代市農業委員会第7回総会は成立いたしました。 推進委員は13名中13名が出席しております。
議長	ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。  【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め、指名します。 12番 花島委員、13番 黒崎委員、両委員にお願いします。
議長	日程第2、議案第1号から議案第6号及び報告第1号から報告第2号をもって、本日の議題とします。 この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。
議長	日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 農地法第4条の件、申請番号1番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。  【1号1番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。

<p>次長</p>	<p>【吉橋委員 入室】</p> <p>議案朗読（1号1番）</p>
<p>局長</p>	<p>本件は、6月24日、地区担当の黒崎委員、小林推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の1ページをご覧ください。セントマーガレット病院の北西約90mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の2ページとなります。</p> <p>申請理由として、申請人が障害者グループホームを建設し、社会福祉法人に建物を貸し出し、施設の運営を行う計画です。</p> <p>転用許可基準として、始めに立地基準は農地区分について、当該地は農用地ではありません。また、農地の集団規模が10ha未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地は土地の代替性が問われますが、農地以外の土地で検討したところ、計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書及び融資証明書で確認しています。</p> <p>他法令関係は、都市計画法及び障害者総合支援法に該当し、都市計画法は必要な申請を行っております。また、障害者総合支援法については、千葉県との事前協議を行っております。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロック及びフェンスを築造し、土砂等の流出を防止すること。</p> <p>排水について、汚水は、合併浄化槽で処理後、既存側溝へ接続し、雨水は、貯留浸透槽にて宅内処理のうえ、オーバーフロー分を既存側溝へ放流すること。</p> <p>工事中は足場及び養生シートを配置し、資材等の搬入出時に交通誘導員を設け安全確保に努めること。</p> <p>また、申請地南側に残存する農地について、接道がなくなるものの、西側に隣接する駐車場より進入路を確保すること。</p> <p>それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p>

小林推進委員	<p>1 3 番 小林推進委員どうぞ。</p>
	<p>1 3 番 小林です。          去る6月24日に現地調査を行いました。          現地は畑として適切に管理されておりました。          また、先ほど事務局から説明があったとおり、第2種農地内にあり、申請者の他の所有地では転用目的が果たせないとのことでした。          また、当該事業により残地となる南側の畑が未接道となってしまいますが、別途進入路を確保するとのことでした。          隣接農地への被害防除も適切であり、転用は止むを得ないと思います。          委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。          質疑ありませんか。          6 番 立石巖委員どうぞ。</p>
立石巖委員	<p>6 番 立石です。          面積1, 154㎡のうち494.31㎡を転用するという申請ですが、全部を転用せずに、一部を転用することにしたのは、何か理由があるのでしょうか。</p>
申請人	<p>障害者グループホームというのは、10人程度から少数の規模で成り立つものになり、今回の申請についても10人ということでお話をいただきました。敷地としては広いですが、建物部分としては、この面積で十分ということで、道路に面した部分だけ利用する形になりました。</p>
立石巖委員	<p>残存する農地は接道がなくなり、別途進入路を確保するとのことですが、詳しい説明をお願いします。</p>
申請人	<p>案内図に記載されている申請地の西側の駐車場ですが、運営する団体が借りているものになり、耕作に際して、通行して良いとの了解を得ております。</p>
立石巖委員	<p>今後営農を継続するにあたり問題はないでしょうか。</p>
申請人	<p>問題ありません。</p>

議長	他に質疑ありませんか。 9番 今井委員どうぞ。
今井委員	9番 今井です。 グループホームは社会福祉法人に貸し出すとのことですが、どちらの法人か教えていただけますでしょうか。
申請人	特別養護老人ホームグリーンヒルという施設を運営している法人になりまして、すぐ近くに本部があり、立地条件からも適しているところになります。
議長	他に質疑ありませんか。 2番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	2番 佐藤です。 今回は敷地の一部を利用しますが、今後、残地についても事業を拡大していく計画はありますか。
申請人	今後、部屋が不足すれば増築も検討しますが、現時点では、拡大の予定はありません。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請人は退室してください。  【1号1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。  【「討論なし」の声あり】

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。          続いて採決を行います。          議案第1号の1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。          よって、議案第1号の1番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件、申請番号1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p><b>【2号1番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（2号1番）</p>
局長	<p>本件は、6月24日、地区担当の鈴木美登委員、將司推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。          場所は、案内図の3ページをご覧ください。京成バラ園の北西約330mに位置しています。          変更前と変更後の土地利用計画図は、次の4ページから5ページとなります。また、計画変更に係る造成計画の平面図、断面図が6ページから7ページとなります。          申請理由として、申請人は申請地の隣地にてゴルフ練習場ほかレジャー施設を経営しておりますが、来場者の増加に伴い駐車場用地が不足しており、新たに駐車場用地を確保したいとするものであります。          当初、令和4年12月13日付で貸駐車場用地として農地法第5条の規</p>

<p>議長</p>	<p>定による許可を受け事業に着手しておりますが、未完了となっております。</p> <p>その理由として、令和5年に入り、隣接地の宅地造成事業者より工事を先行して行いたいとの要請があり、隣接地地盤も造成に伴い計画高が変更になるとの申し出を受け、周囲より低地になることを防止するため、盛土する計画に変更したものの、隣接地の造成事業の完了が令和6年3月となったことから、今回、事業計画を変更し、その承認を得たいとするものです。</p> <p>また、その他として、駐車場出入口の安全対策として、出入口の位置を変更するとともに、隣接する自己所有地との高低差がなくなることから、将来的に所有地との往來を考え、北西側のコンクリートブロック積を法仕上げに変更したいとするものです。</p> <p>転用許可基準として、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ではありません。また、農地の集団規模が10ha未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地域域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地は土地の代替性が問われますが、農地以外の土地で検討したところ、計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>他法令関係は、八千代市残土条例に該当し、必要な申請を行っております。</p> <p>転用による被害防除対策は、日照、通風を遮る工作物はありません。また、隣接地との境界にコンクリートブロック3段を築造し、土砂等の流出を防止すること。</p> <p>排水について、汚水の発生はなく、雨水は碎石敷の自然浸透で処理すること。</p> <p>工事中は立看板を設け安全確保に努めること。</p> <p>変更後の転用事業を確実に実施する旨を確約していること。</p> <p>変更後の転用事業の周辺の農地等に及ぼす影響は当初計画の事業と同程度であること。</p> <p>変更後の転用事業が立地基準及び一般基準上、許可相当と認められること。</p> <p>それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>3番 将司推進委員どうぞ。</p>
-----------	---

<p>將司推進委員</p>	<p>3番 將司です。          去る6月24日に現地調査を行いました。          現地は樹木が伐採されており整地されておりました。          また、先ほど事務局から説明があったとおり、本件は既に貸駐車場用地として農地法5条の許可を得ており、計画内容を変更して盛土を行い、地盤高を周囲と合わせる計画にするとのことでした。          また、周囲は宅地化されており、問題はないと思います。          委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。          質疑ありませんか。          2番 佐藤委員どうぞ。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>2番 佐藤です。          前回許可が下りてからかなり時間が経っていますが、駐車場はいつごろ完成する予定でしょうか。</p>
<p>申請人</p>	<p>許可後1か月程度で完成予定なので、8月末から9月上旬を予定しております。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>盛土に使う土砂の発生元はどこを予定していますか。</p>
<p>申請人</p>	<p>市内の宅地造成の残土を検査し、問題なければ使用します。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。          12番 花島委員どうぞ。</p>
<p>花島委員</p>	<p>12番 花島です。          碎石の駐車場ですが、断面図を見ると、碎石の厚さが150mmとなっています。凍結深度はどうなっていますか。          凍結深度をご存知ないですか。凍結深度は地表から地面が凍る深さです。</p>
<p>申請人</p>	<p>そこまでは検討していないです。</p>
<p>花島委員</p>	<p>関東でも、凍結深度は200mm必要だったと思います。          凍結すると碎石が隆起してしまいます。碎石が駐車場外に散乱するかも</p>

	<p>しれないですよ。</p>
<p>申請人</p>	<p>周辺はブロック塀で覆って、入口付近は譲受人の土地になるため、問題ないと思われます。</p>
<p>花島委員</p>	<p>間口600cmの進入路です。そこから碎石が散乱しますよね。</p>
<p>申請人</p>	<p>進入路の対面も譲受人の土地なので、問題ないと思います。</p>
<p>花島委員</p>	<p>一般的には、凍結深度200mmを確保しないといけないのでは。</p>
<p>申請人</p>	<p>住宅の基礎ではなく、自分の土地の中の駐車場なので、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦勞様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p> <p>【2号1番 申請人退室】</p>
<p>議長</p>	<p>議事を進めます。</p> <p>これより、議案第2号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第2号の1番について、原案のとおり承認相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第2号の1番については，原案のとおり承認相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の件，申請番号1番について，申請人にお越しいただいておりますので，入室願います。</p> <p><b>【3号1番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。</p>
議長	<p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（3号1番）</p>
局長	<p>本件は，6月24日，地区担当の吉橋委員，角山推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図8ページをご覧ください。睦橋の南約600mに位置しています。</p> <p>申請内容は，土地の賃貸借権の新規設定です。</p> <p>譲受人の申請理由は，農地所有適格法人としての農地の権利取得による新規参入です。</p> <p>法人が農地を取得するための農地法第3条の許可基準について，全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>法人としての要件は，法人形態，事業，構成員，議決権，業務執行権がありますが，それぞれ要件を満たしていることを確認しています。</p> <p>機械の保有については，イチゴハウス，軽トラック等を所有しております。また，技術についても現在イチゴ栽培を行っており，問題ありません。</p> <p>地域との調和要件は，周辺農地の利用に影響を与える要因はなく，問題はありません。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p>

<p>吉橋委員</p>	<p>8番 吉橋委員どうぞ。</p> <p>8番 吉橋です。</p> <p>去る6月24日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は既にイチゴ栽培に適した1反規模のビニールハウスがあり、必要な器具等も揃っているようでした。</p> <p>先ほどの事務局の説明のとおり、農業を開始するにあたり特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>申請人は新規就農者ということですので、自らの営農計画の説明を願います。</p> <p>また、委員の皆さんはお手元に申請人の営農計画書を配付していますのでご参照ください。</p>
<p>申請人</p>	<p>申請土地選定理由は、集団化されており、会社の近隣で耕作に便利であるためです。年間作付計画は、1月～12月でイチゴを栽培し、従事日数は260日を予定しております。収支計画は記載のとおりとなります。生産物の処理方法は、観光農園と直売です。作業場や倉庫の確保については、イチゴハウス、運搬用トラック、作業場を所有しております。通作距離は8キロで、所要時間は20分、自家用車で通います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>10番 周郷委員どうぞ。</p>
<p>周郷委員</p>	<p>10番 周郷です。</p> <p>現地調査に伺いましたが、既にイチゴハウスが建っており、営農もされていると思います。今回、許可申請をされた経緯があればお聞かせください。</p>
<p>申請人</p>	<p>現在は、農地を借りていますが、将来的には、買い取りたいと考えていること、別会社で障害者グループホームを運営しておりまして、その方たちを農作業に参加させたいと考えていること、補助を活用する際に、正式に許可を得ていることが必要になると考えたためです。</p>

周郷委員	会社の所在地が申請農地の地番と近いようですが、イチゴハウスを所在地として登録しているということで間違いはないでしょうか。
申請人	そうです。
議長	他に質疑ありませんか。 2番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	2番 佐藤です。 営農計画書に会社の近隣で耕作に便利であると書いてありますが、この会社というのは、今回申請の会社とは、別の会社ですか。
申請人	はい。
佐藤委員	どちらにあるか教えていただけますでしょうか。
申請人	会社は四街道市にあります。私は佐倉市に住んでいるため、その距離を通作距離として記載しています。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。
花島委員	12番 花島です。 別の会社というのは、グループホームを運営しているのですか。
申請人	はい。
花島委員	農作業に従事する人は、どこかで研修を受けているのですか。
申請人	受けています。
花島委員	既に経験があるということですね。
申請人	今年3期目が終わったところですが、3年前に八千代市内のイチゴ農家で、1年ほど研修を受けました。
花島委員	育苗はされていますか。

申請人	はい。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 申請人は退室してください。  【3号1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第3号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。  【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第3号の1番については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	議案第4号 農用地利用集積計画審議の件、本件につきましては、関係委員がおりますので、申請番号1番から2番及び3番に分けて審議・採決を行います。 また、申請番号1番から2番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。  【4号1番・2番 申請人入室】

議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明をお願いします。
次長	議案朗読（1番・2番）
局長	<p>右上に参考案内図1-1・2と記載があります案内図をご覧ください。  場所は、市立阿蘇米本学園の北西約300mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、申請番号1番が10年間の使用貸借権の新規設定によるもの、申請番号2番が5年間の貸借権の新規設定によるものであり、農業への新規参入です。</p> <p>貸人の申請理由は、それぞれその要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は240日を予定しており、150日要件を満たしています。</p>
議長	<p>申請人は新規就農者ということですので、自らの営農計画の説明をお願いします。</p> <p>また、委員の皆さんはお手元に申請人の営農計画書を配付していますのでご参照ください。</p>
申請人	<p>これまでの農業経験ですが、富里市の農園で2年間、雇用就農という形で経験を積んできました。今年から、地元八千代市の方で有機農業を行いたいということで、就農させていただきました。販路については、市内直売所その他、雇用就農の時に開拓した対面販売をメインに考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。一括して、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>1番 仲村推進委員どうぞ。</p>
仲村推進委員	<p>1番 仲村です。</p> <p>現地は傾斜地かと思いますが、水はけ等は問題ありませんか。</p>

申請人	先週、大雨が降った際に畑を確認しましたが、問題ないと思います。
仲村推進委員	申請地以外の国道沿いの筆は借り受けしないのでしょうか。
申請人	中間管理機構を通した貸借を予定しているので、後日申請します。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。
花島委員	12番 花島です。 有機農業を行いたいとのことでしたが、富里市で就業した際も、有機農法だったのででしょうか。
申請人	はい。
花島委員	八千代市出身ですか。
申請人	はい。
議長	他に質疑ありませんか。 6番 立石巖委員どうぞ。
立石巖委員	6番 立石です。 営農計画書の販路の欄に、レストランと書いてありますが、どこまで決まっているのでしょうか。
申請人	知り合いの方が、印西市でレストランを経営していて、そちらに打診している状況になります。
立石巖委員	将来的には、ご自身でレストランを開かれるようなことは考えていますか。
申請人	考えておりません。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 申請人は退室してください。</p> <p><b>【4号1番・2番 申請人退室】</b></p>
議長	<p>議事を進めます。 これより、議案第4号の1番から2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3番について、審議・採決を行います。当該委員は、質疑が終わりましたら退室してください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（3番）</p>
局長	<p>参考案内図1－3をご覧ください。 場所は、旧少年自然の家の南西約270mに位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の更新で期間は3年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件は、従事日数は200日ですので、150日要件を満たしています。 説明は以上です。</p>

議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。</p> <p>【当該委員退室】</p>
議長	<p>これより、議案第4号の3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の3番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の3番については、原案のとおり承認することに決定しました。 当該委員、入室願います。</p> <p>【当該委員入室】</p>
議長	<p>議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>
局長	<p>本件は、6月24日、地区担当の鈴木美登委員、將司推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p>

	<p>場所は、案内図 1 1 ページをご覧ください。八千代市消防本部の北西約 3 5 0 m に位置しています。</p> <p>申請内容は、申請地は相続人と被相続人の共有地として、平成 4 年 3 月から相続税の納税猶予が適用されていましたが、令和 5 年 1 0 月 2 6 日に被相続人が死亡し、相続人が持分を相続するにあたり、新たに相続税の納税猶予の適用を受けたいとするものです。</p> <p>納税猶予を受けるための要件として、被相続人は、死亡日まで農業を営んでいた個人であること。</p> <p>相続人は、相続税の申告書の提出期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うこと。</p> <p>対象地は、市街化区域内の農地であり、特定生産緑地の指定を受けていることであり、すべて要件を満たしております。</p> <p>また、納税猶予制度の活用にあたっては、終身にわたり相続人自らが継続して農業経営を行う必要があることを説明しており、申請地が遊休化しないよう指導しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>3 番 鈴木美登委員どうぞ。</p>
鈴木美登委員	<p>3 番 鈴木です。</p> <p>去る 6 月 2 4 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、申請人は納税猶予を受けるための要件を満たしておりますので、適格者証明書を発行するにあたり、問題はないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第 5 号の 1 番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。        続いて採決を行います。        議案第5号の1番について、原案のとおり適格があると認め、証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。        よって、議案第5号の1番については、原案のとおり適格があると認め、証明することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、議案第6号の審議にあたり、都市整備部公園緑地課の担当職員の入室を願います。</p>
<p>議長</p>	<p>【公園緑地課職員入室】</p> <p>議事を進めます。        議案第6号 八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴う意見聴取について、公園緑地課より説明願います。</p>
<p>議長</p>	<p>【公園緑地課から説明】</p> <p>質疑を行います。        質疑ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。        公園緑地課の担当職員の方はご苦労様でした。退室してください。</p>
<p>議長</p>	<p>【公園緑地課職員退室】</p> <p>議事を進めます。        議案第6号について、八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴い、農業委員会として報告すべき意見があるか討論・採決を行います。</p>

	<p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。          続いて採決を行います。          議案第6号について、農業委員会として報告すべき意見はないとして、          回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。          よって、議案第6号については、原案のとおり、農業委員会として報告          すべき意見はないとして、回答することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の          件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第1号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますの          で、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の          件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますの          で、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他といたしまして、先月7日に令和6年度第3回総会運営委員会が          開催されましたので、鈴木美登委員より報告願います。</p>
鈴木美登委員	<p>総会運営委員会委員長鈴木です。          去る、6月7日、農業委員会総会終了後に令和6年度第3回総会運営委          員会を開催しました。</p>

	<p>議題は、地域計画の進捗状況と、開催通知等の電子化、夏季における委員章の着用についてです。</p> <p>地域計画については、進行中の地区について事務局から説明がありました。現在、8地区で話し合いや準備が進んでいるとのこと。委員からの要望があれば、順次対応するとのことでした。</p> <p>開催通知の電子化については、現在、紙媒体で送付している開催通知をメールでの送付も可能にすることで決定しました。また、それに伴い、会長印の押印を省略することも決定しました。</p> <p>委員章の着用について、クールビズ期間中には、ポロシャツ等での総会参加があると思いますが、委員章の着用が難しいとの声がありました。そこで、夏季については、委員章の着用は個人の自由に任せることを確認しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	鈴木委員ありがとうございました。
議長	次に、先月7日に令和6年度第2回意見書策定委員会が開催されましたので、今井委員より報告願います。
今井委員	<p>意見書策定委員長の今井です。</p> <p>議事内容は意見書の素案及びアンケート調査の結果についてです。</p> <p>先月行いましたアンケート調査へのご回答、ありがとうございました。お手元にアンケート調査の結果をお配りしておりますが、設問2番の「農業上の課題」として挙げていただいた意見のうち、最も多かったのが遊休農地の問題であり、次に農業資材の高騰、米価の低迷等の経営上の問題であり、次に高齢化や担い手の不足に関する問題との結果でした。</p> <p>頂いた意見を精査し、意見書に反映できるよう、今後委員会として素案をとりまとめる予定です。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	今井委員ありがとうございました。
議長	次に、先月7日に令和6年度第1回広報委員会が開催されましたので、立石猛委員より報告願います。
立石猛委員	<p>広報委員長の立石です。</p> <p>去る、6月7日、総会終了後に、令和6年度第1回広報委員会を開催し</p>

	<p>ました。</p> <p>今年度の農業委員会だよりの発行について、印刷会社の選定及び仕様について協議しました。例年どおり年2回、11月及び3月の発行を予定しています。仕様については、発行2回分とも6頁カラーで各回1,600部、予算内で執行予定です。</p> <p>次回の会議から、掲載記事の内容の詳細について協議する予定ですので、良い掲載情報などありましたらお知らせください。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	立石猛委員ありがとうございました。
議長	次に、千葉県女性農業委員の会 東葛飾・千葉地区ブロック研修会が、先月20日に開催されましたので、黒崎委員より報告願います。
黒崎委員	<p>6月20日に千葉県女性農業委員の会 東葛飾・千葉地区ブロック研修会が開催され、黒澤委員、三栗谷委員、長岡委員、事務局、私の5人で参加してきました。今回の主催市は松戸市で、割烹しのでランチ会、意見交換会を行いました。どのように女性委員を増やしていくか、各自治体の取組、女性委員の登用に当たり苦勞していること、後継者問題、やりがい等について、充実した意見交換ができたと感じております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	黒崎委員ありがとうございました。
議長	次に、八千代市植物防疫協会通常総会が先月28日に開催されましたので、吉橋委員より報告願います。
吉橋委員	<p>6月28日に八千代市植物防疫協会通常総会が開催され、今井委員と、私の2人で出席してきました。令和5年度の事業報告、決算報告、令和6年度の事業計画案、収支予算案、散布代金未納者の対応について協議しました。安全第一で活動することを確認し、総会は終了しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	吉橋委員ありがとうございました。
議長	その他、報告のある方はいますか。

	<p>【「報告なし」の声あり】</p>
議長	<p>報告はないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項は全部で6点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li> <li>○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> <li>8月7日（水）午後1時30分から</li> <li>市役所別館2階 第1・第2会議室</li> </ul> </li> <li>○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>7月24日（水）</li> <li>担当委員：花島委員，黒崎委員</li> <li>午後1時15分に事務局へ集合</li> </ul> </li> <li>○公務災害補償制度への加入の締め切りについて</li> <li>○農地利用最適化シンポジウムについて</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農相談会について</li> </ul>
議長	<p>以上で令和6年第7回総会を閉会します。</p>